

さいたま市

融資制度のご案内



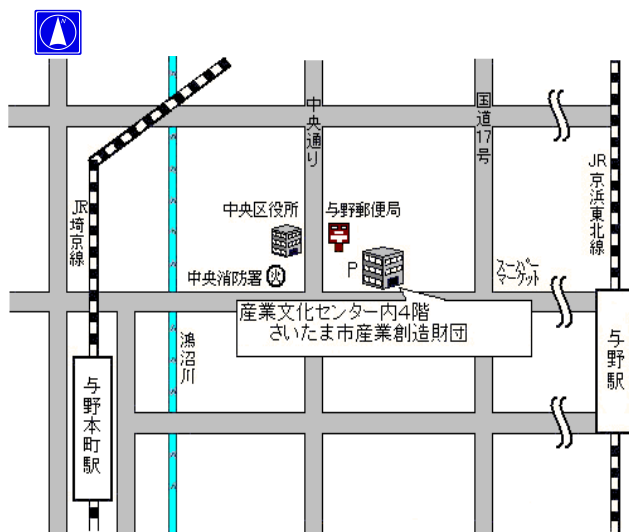
さいたま市

さいたま市融資制度の受付（相談）窓口

（公財）さいたま市産業創造財団 支援・金融課（金融担当）

◎創業支援資金については事前にお電話くださいますようお願いいたします。

（ご相談・お申込の内容により、専門相談員の準備をいたします。）



〒338-0002

さいたま市中央区下落合5丁目4番3号

さいたま市産業文化センター4階

TEL 048-851-6391

FAX 048-851-6392

【埼京線】

与野本町駅より徒歩約7分

【京浜東北線】

与野駅より徒歩約15分

※駐車場は地下駐車場をご利用ください。

※ さいたま市は、さいたま市中小企業融資制度の相談・受付及び確認等の業務を（公財）さいたま市産業創造財団へ委託しております。

さいたま市中小企業融資制度

市内の中小企業者（個人、会社、NPO法人等）、市内で事業を始めようとする方（個人、会社）に事業に必要な資金を低利かつ円滑に調達していただくため、市が金融機関に融資のあっせんを行う制度です。なお、融資のあっせんの申込みに関しては、用紙代・あっせん料・紹介料等は一切不要です。

【共通対象要件】※創業支援資金を除く

- 市内に事務所又は店舗を有すること。
- 引き続き1年以上同一事業を営んでいること。
- 個人にあっては市の住民票の記載の届出等をしてから、法人にあっては市内に本店の登記をしてから6か月以上経過していること。
- 市民税を滞納していないこと。
- 許認可等を必要とする業種については、原則としてその許認可等を取得していること。
- 埼玉県信用保証協会の保証が得られること。
- 金融機関の取引停止処分を受けていないこと。
- 反社会的勢力（暴力団員等）でないこと。

対象者	制度名	対象要件	資金使途	融資限度額	返済期間	利率	保証料(※1)	担保	連帯保証人																				
小規模事業者	小口資金	○常時使用する従業員数が、小売・卸売・飲食業、サービス業（宿泊業、娯楽業を除く。）は5人以下、宿泊業、娯楽業、製造業等は20人以下の中小企業者及び個人事業主であること（NPO法人、組合は除く）。 ○市民税の所得割（法人の場合は法人税割）等の納税義務者であること。 ○信用保証協会の保証付借入残高（特別小口保険を除く）がないこと。 ○申込みの日以前1年以上引き続き埼玉県内に事業所を有していること。	運転資金・設備資金	1,250万円	運転資金10年以内 （据置期間6か月以内） 設備資金12年以内 （据置期間1年以内）	年1.4%	年0.8%以内	不要	不要																				
中小企業者	中口資金	(ア)資本金又は常時使用する従業員のいずれかが以下の要件に該当している中小企業者であること（個人及びNPO法人は資本金の要件はありません）。 <table border="1" style="margin: 5px auto;"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>資本金</th> <th>従業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業等</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療業</td> <td>個人事業者</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>300人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種	資本金	従業員	製造業等	3億円以下	300人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	小売業	5,000万円以下	50人以下	サービス業	5,000万円以下	100人以下	医療業	個人事業者	100人以下	法人	300人以下	運転資金（本市制度融資の借換資金含む。但し、他行借換は不可。また、経営力強化資金の借換は、原則、経営力強化資金で行う） 設備資金	6,000万円	運転資金10年以内 （据置期間6か月以内） 設備資金12年以内 （据置期間1年以内）	年1.3%	年0.45%～1.59%	必要に応じて徴する	原則として、個人の場合は不要、法人の場合は代表者（例外となる場合あり）
	業種		資本金	従業員																									
製造業等	3億円以下	300人以下																											
卸売業	1億円以下	100人以下																											
小売業	5,000万円以下	50人以下																											
サービス業	5,000万円以下	100人以下																											
医療業	個人事業者	100人以下																											
	法人	300人以下																											
特別中口資金	運転資金・設備資金	7,500万円	2,000万円	不要																									
社会的、経済的環境の変化等により、一時的に業況が悪化している方	セーフティネット資金	上記（ア）及び中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）第1号から第6号の規定に基づく市町村長等の認定を受けていること。	運転資金・設備資金	3,000万円	7年以内 （据置期間1年以内）	年1.1%	年0.77%以内	必要に応じて徴する																					
外部専門家（認定経営革新等支援機関）の指導や助言を受けて、経営力強化に取り組む方	経営力強化資金	上記（ア）及び金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定、計画の実行及び進捗の報告が行えること。	運転資金・設備資金	8,000万円	運転資金5年以内 設備資金7年以内 ※保証付き既往借入金を借り換える場合は10年以内 （据置期間1年以内）	年1.5%	年0.45%～1.90%	必要に応じて徴する																					
創業をお考えの方又は創業して間もない方 →詳細はP3参照	創業支援資金	・これから事業を始めようとする方 ・事業をしながら分社化等を行おうとする方 ・事業を始めて間もない方 以上3点のいずれかに該当する方（NPO法人、組合は除く）	運転資金・設備資金	1,500万円	運転資金7年以内 設備資金10年以内 （据置期間1年以内）	年1.1%	年0.8%以内	不要																					
国から経営力向上計画の認定を受け、経営力向上を図る方	<新設> 経営力向上支援資金	中小企業等経営強化法第13条第1項に規定する経営力向上計画の認定を受けた方（NPO法人は除く）	運転資金・設備資金 （左記計画の新事業活動に係る運転資金及び設備資金に限る）	8,000万円	運転資金5年以内 設備資金7年以内 （据置期間1年以内）	年1.0%	年0.69%以内	必要に応じて徴する																					

※1 各制度とも埼玉県信用保証協会の保証を付し、埼玉県信用保証協会の定めによる保証料がかかります。

※2 詳細は、(公財)さいたま市産業創造財団にお問い合わせ下さい。

創業支援資金の対象者一覧

融資制度名	対象者区分		融 資 対 象	
創業支援資金	これから事業を始めようとする方	ア	事業を営んでいない個人で、融資を受けた日から1か月以内に新たに個人で事業を開始する具体的計画がある方。	(1) 市の住民票の記載がなされていること。 (2) 市民税を滞納していないこと。 (3) 許認可等を必要とする業種については、その許認可等を取得していること。また、事業に必要な許認可等が創業後でなければ取得することができないものについては、創業後に当該許認可等を取得すること。 (4) 埼玉県信用保証協会の保証が得られること。 (5) 新たに創業する事業について、市内に事務所又は店舗を有すること。 (6) 新たに創業する事業について、常時従業員数が小売業は50人以下、卸売・サービス業は100人以下、製造業等は300人以下の中小企業者（以下、「中小企業者」という）となる個人事業者であるもの。 注1) (7) 創業に必要な資金のうち、50%以上が自己資金であること。注2)
		イ	事業を営んでいない個人で、融資を受けた日から2か月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画がある方。 注3)	上記(1)～(5)及び(7)のほか (8) 新たに設立された会社が中小企業者であり、市内に本店の登記をすること。
	行おうとする事業を分社化等を行う方	ウ	中小企業者である会社が事業を継続しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する会社。	上記(2)～(5)及び(8)のほか (9) 市内に事業所又は店舗を有していること。 (10) 市内に本店の登記がなされていること。 (11) 申込みの日以前6か月以上埼玉県内にて引き続き同一事業を営んでいること。
	事業を始めて間もない方	エ	当該事業を開始する前に事業を営んでいない個人であって、事業を開始した日以後5年を経過していない中小企業者であるもの。(当該事業の開始の日以後地方税法第317条の2に規定する申告書を提出期限までに提出しなかったことがない者又は同条に規定する申告書に係る提出期限が到来していない者に限る。)	上記(1)～(4)及び(9)
		オ	当該会社を設立する前に事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない中小企業者であるもの。(当該設立の日以後地方税法第321条の8に規定する申告書を提出期限までに提出しなかったことがない者又は同条に規定する申告書に係る提出期限が到来していない者に限る。)	上記(2)～(4)及び(9)、(10)
	カ	会社により新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない中小企業者であるもの。(当該設立の日以後地方税法第321条の8に規定する申告書を提出期限までに提出しなかったことがない者又は同条に規定する申告書に係る提出期限が到来していない者に限る。)	上記(2)～(4)及び(9)、(10)	

注1) 製造業等は運送業・建設業・鉱業を含みます。

注2) 対象者区分ア、イに該当する方の自己資金の詳細についてはP4の「創業支援資金の自己資金について」をご参照ください。

注3) 会社とは、会社法の株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。また、いわゆる士業法人については、それぞれの法律に基づき法人格を得ているものであるが、会社法の合名会社に準ずるものとして、「会社」の範囲に含まれる。

創業支援資金の自己資金について

P3の対象者区分ア、イに該当する方の自己資金とは、下記①に掲げるものの合計額から②に掲げるものの合計額を控除したものとします。

① 次に掲げるもののうち、当該創業予定の事業に充てるために用意したもの。

- (1) 普通預金、定期預金等残高の証明ができるもの
- (2) 有価証券に一定の評価率を乗じたもの（保証協会の審査日前日の株価等に評価額を乗じた額とします。）
- (3) 敷金及び入居保証金
- (4) 申込前に導入した当該事業用設備（不動産を除く。）
- (5) その他客観的に評価が可能な資産（不動産を除く。）

＜ 注 意 ＞

- ・ 預金には、郵便貯金、MMF等預金に類似するものを含む。
- ・ 有価証券とは、上場株式、国債、地方債、社債、金融債等客観的に評価が可能なものとする。なお、評価率は保証協会の定めとする。
- ・ 相続、近親者からの贈与等客観的証明書類により自己資金の形成過程の正当性を証明できないときは、創業計画書の具体的妥当性を勘案し、妥当であると認められる場合に限り、当該金額を自己資金に含めることとする。
- ・ 法人設立予定の場合、資本金及び出資金も含む。

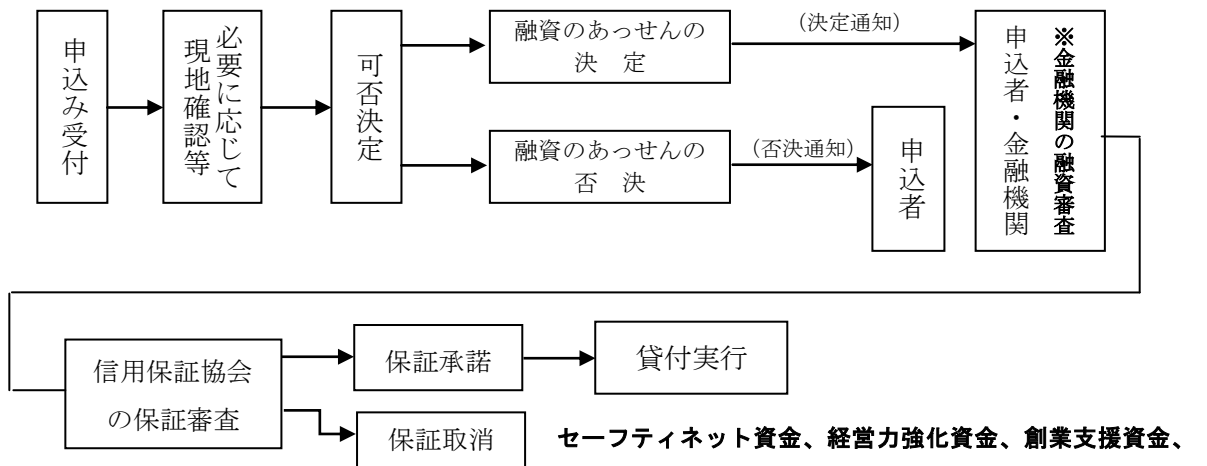
② 借入金

- (1) 住宅ローン及び本制度申請前既に開業準備資金として借り入れたもの等で残存返済期間が2年以上のものは、年間返済予定額の2年分
- (2) (1)に該当しないものは、当該借入金全額

◎ 自己資金確認書類（申請書類）

- (1) 普通預金にあつては、残高証明書（申請日直前、複数の場合同一日）及び預金通帳（照合表）等預金残高推移が確認できるもの。
- (2) 定期預金にあつては、預入日、満期日が表示された証書及び預金残高推移が確認できるもの。
- (3) 有価証券にあつては、取引通知書、計算書、投資報告書等所有権の帰属が確認できるもの。
- (4) 敷金及び入居保証金にあつては、賃貸借契約書、預り証等の差入金額が確認できるもの。
- (5) 本制度申請前に導入した当該事業用設備にあつては、領収書等当該事業用設備導入のために支出した金額が確認できるもの。
- (6) 資本金又は出資金にあつては、株式振込金保管証明書又は出資払込金保管証明書。
- (7) 上記(1)から(6)に掲げる自己資金以外の自己資金については、当該金額が確認できる客観的証明書類。
- (8) 借入金にあつては、返済予定表等の借入金残高、借入の始期及び終期が確認できるもの。

一般的な申込み手続の流れ（小口、中口）



セーフティネット資金、経営力強化資金、創業支援資金、経営力向上支援資金、については別途手続きを要しますので、事前に（公財）さいたま市産業創造財団までご連絡ください。

融資制度の注意事項

- 融資のあっせんの申込み受付時では、資格要件・添付書類の確認を行い、その後事業実態の確認等を行いますので、申込み内容と融資あっせんの決定内容（取消しを含む）が異なる場合があります。
- 融資のあっせん決定後、取引金融機関の融資審査及び埼玉県信用保証協会の保証審査により融資内容の変更（取消しを含む。）が生じる場合があります。
- 経営上必要な事業資金以外は、この制度において融資のあっせんはできません。
- 借入金の返済（一部制度を除く）、納税、プロジェクト、乗用車、土地及び県外（創業支援資金については市外）への設備の購入資金は、融資対象外です。
- 許認可等を必要とする業種を営んでいる方で許認可等を受けていない方は取扱いできませんのでご注意ください。
- 融資実行後、融資の目的以外に資金を使用した場合は、その資金の全額又は残額を一括返済することとなりますのでご注意ください。

融資の対象とならない主な業種

- 1 農林漁業
- 2 風俗営業飲食業（食事の提供を主目的とするものは除く。）
- 3 金融・保険業（損保代理業・生命保険代理店等を除く。）
- 4 風俗関連業（芸妓業、パチンコ業、特殊浴場業等）
- 5 公務・宗教
- 6 その他信用保証対象外業種

市融資制度取扱金融機関一覧

平成29年4月1日現在

取扱金融機関とは、中小企業者及び創業者が借入れを行う次の金融機関のさいたま市内本店・支店です。(一部取り扱えない金融機関・支店等があります。)

(五十音順)

青木信用金庫	足利銀行	川口信用金庫	きらやか銀行
群馬銀行	埼玉縣信用金庫	埼玉りそな銀行	商工組合中央金庫
城北信用金庫	常陽銀行	巢鴨信用金庫	大光銀行
第四銀行	大東銀行	東京信用金庫	東京スター銀行
東和銀行	栃木銀行	八十二銀行	飯能信用金庫
東日本銀行	福島銀行	北越銀行	みずほ銀行
三井住友銀行	三菱東京UFJ銀行	武蔵野銀行	山形銀行

企業体質の改善強化

融資制度のほか、様々な支援事業を行っていますのでご相談ください。

《主な支援内容》

- 中小企業・創業支援窓口相談
- 専門家相談 (中小企業診断士等の専門家による創業等の相談)
- 専門家派遣 (中小企業者等が抱える様々な経営課題に対して専門的な知識・能力を有する専門家を派遣し適切な診断・助言を行う)

【問い合わせ先】

(公財)さいたま市産業創造財団 支援・金融課 (支援担当)

〒338-0002

さいたま市中央区下落合5丁目4番3号 さいたま市産業文化センター4階

TEL 048-851-6652 FAX 048-851-6653

埼玉県信用保証協会とは

中小企業の皆様が金融機関から事業資金を借入れる場合に、その債務を保証することにより融資の円滑化を図り、企業の発展に協力することを目的とし、「信用保証協会法」に基づいて設立された公的機関です。

【所在地】 〒330-9608 さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5

ソニックシティビル11階

【電話番号】 048-647-4722 (保証2課)

【発行】さいたま市 経済局 商工観光部 経済政策課

〒330-9588 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048-829-1362